

佐世保市監査委員公表第22号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

議会事務局 分

令和8年8月27日

佐世保市監査委員	宮	崎	祐	輔
佐世保市監査委員	赤	瀬	隆	彦
佐世保市監査委員	井	上	友	子

8 市 議 第 2 5 9 号
令和 8 年 8 月 1 7 日

佐世保市監査委員 宮崎 祐輔 様
佐世保市監査委員 赤瀬 隆彦 様
佐世保市監査委員 井上 友子 様

佐世保市議会議長 久野 秀敏



監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 7 月 1 7 日付、佐世保市監査委員報告第 9 号で提出された監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

以 上

佐世保市監査事務局
令和 8 年 8 月 20 日
第 号

措置通知書

議会事務局 議会運営課

報告を受けた事項	措置状況
1. 支出事務 ① 令和7年度政務活動費において、経費として計上できないものが一部含まれていた。	条例等の認識はあったものの、収支報告書確認精度が不十分だったものです。 以前から、政務活動費収支報告書の提出期限は4月30日となっており、提出後、出納整理期間中の限られた時間で確認を行う必要がありました。さらに、確認作業の時期が6月定例会準備等の業務繁忙期と重なるため、十分な確認時間を確保できないことが課題となっていました。 この状況を踏まえ、令和6年度から令和7年度にかけて議員及び事務局の事務処理負担軽減を目的として、政務活動費に関するシステム導入の検討並びに試行を行っていたところでした。 令和8年度からは当該システムを本格導入し、システムに合わせた業務見直しを行い政務活動費に関する事務処理の改善に取り組んでおります。 今回の定期監査を受け、当該会派から修正がなされた収支報告書が提出され、事務局において適正であることを確認しました。さらに、政務活動費の管理体制を見直され、経理責任者を支えるチーム体制が構築されております。 また、今回の指摘を受け、令和8年7月23日に当該会派に対して適正な報告書を作成するよう議長から指示があったため、令和8年7月24日に当該会派長及び経理責任者へ議長指示を伝達しております。 事務局においても、局長から条例等の再認識と、政務活動費についてシステムを活用し確認作業精度向上を図るよう口頭指導を行いました。 また、本件について「リスク管理調査表」に搭載しました。